別紙

試行実施結果報告書

１　課題及び提案

※　以下、本文は平成２９年６月１８日時点での現状の課題と提案
　　枠囲いは、平成３０年１月１４日時点での改善結果についての意見

（1）マンパワー（職員数）

一時保護所職員の数が足らず、子どもの年齢や暴力・パニックといった個々の状況に応じた、適切な支援に困難を来している。一番信頼していたはずの親から虐待を受けてきた子どももいる中、ふれあいや子どもたちの声にしっかりと耳を傾ける時間を十分に持つことが困難となっている。児童の記録票をきちんと記載する時間にも不足を来している状況も見受けられる。

抜本的な増員とともに、対応困難ケースに対応するため、スーパーバイザーの配置が必要。

また、学習支援や、日常の洗濯・掃除・布団干し等において、NPO やボランティアの協力依頼、非常勤職員の配置等、改善を図るべき。

なお、保護期間の長期化が一時保護所の課題のおおもとであることから、一時保護所のみならず、児童相談所全体のケースワークの強化やマンパワーの充実が必要

子どもの入所状況に応じ、保護児童が多い時には非常勤職員を臨時的に活用するなど、柔軟な対応を行い、一定の改善が図られているが、支援改善に向け、抜本的な増員が必要なことから、今後も継続的な改善を図られたい。

（2）施設・設備

平成 28 年度に一時保護所の改修がなされ、また、各種修繕により、改善がなされているが、個人スペースが無く、子どもが個の時間を持ちづらい等の問題があり、プライバシーの確保が困難な状況。施設・設備の整備は単に物理的な空間の保障だけでなく、子ども達を大切にしているという心理的な意味も大きい。安全安心な環境を保障するため、予算措置も含め、早急な対応が必要

改修や修繕等、支援改善に向けてある程度の環境整備は行われているが、庁舎は築２１年となっており、支援困難児童居室の整備など、課題も多く、抜本的な施設・設備の改善を図られたい。

（3）一時保護所の管理体制・職員の資質向上

①　マニュアルの整備

一時保護所の運営に係るマニュアルのさらなる整備や内部での共有が必要。子どもの権利、セクシャルハラスメント防止、個別指導の実施方法、感染症対策・衛生管理、外部からの侵入対策等について、早急にマニュアルの整備や記載の改善を図り、職員に周知・共有するとともに、子どもに援助内容を伝えるリーフレットについても、より分かりやすくするよう、改訂が必要

②　アセスメント・援助技法等（職員の資質向上）

暴力、パニック、無断外出等、子どもの問題行動への対処や発達障害の理解と支援等にあたっては、専門的な知識に基づくアセスメントや方針の決定とともに、問題行動に対する対処法の習得が必要であり、職員研修の強化やスーパーバイザーの配置が必要

③　児童の記録・引継ぎ・情報の共有体制

一時保護児童の行動観察・行動診断結果の記録票の整備、情報の引き継ぎ・共有が十分ではない面があり、改善が必要

④　支援困難ケースへのバックアップ体制

一時保護児童は支援困難なケースが多く、また、限られた時間での対応が求められることから、支援にあたっては、医師や養護教育センター、児童養護施設等、専門機関との連携体制を整備するとともに、所の各担当者、職種が情報を共有し、それぞれの専門的な知見に基づき、しっかりしたバックアップ体制を作ることが必要

特に、一時保護児童のなかには被虐待児や発達上の課題を有する児童が多く、精神科嘱託医師の診察により、医学的助言を得られる体制の充実が必要である。

⑤　一時保護期間の短縮

一時保護の長期化は、学習の停滞を招くなど、子どもの人権侵害になることを強く意識し、関係機関との連携体制構築やケースワークの強化も含め、十分な検討・対応が必要

⑥　一時保護職員の労務管理、心の健康

業務の困難さ、多忙さから、職員は精神衛生上の課題を生じやすい。「メンタルヘルス研修」の受講や組織的なバックアップにより、予防的対応をとっていくことが必要

総じて、子どもの権利擁護、支援の質の向上の観点から、改善がなされている。今後も引き続き、さらなる改善を図られたい。

（4）児童の権利擁護、ルールや支援の改善

①　権利擁護の意識・人権の配慮

一時保護される子どもは明らかな被害者であり、傷つき、不本意に一時保護されている。このような子どもたちの心理に寄り添う、安全・安心の場所でなければならない。

そのためには、一時保護所の「基本理念」を職員間で再確認するとともに、児童の権利擁護を常に意識し、過剰なルールや罰、指導といった管理的な対応ではなく、子どもたちの安全・安心を生み出す支援的な対応が必要

また、子どもの呼び方として、名前の呼び捨てが多い実態がある。トラブルの際、「さん」づけで呼んでいると支援の側の抑制も利きやすい。小学校までは「ちゃん」、就学期以降は「さん」づけで呼ぶことを基本的なルールとし、入所時に本人に確認をとるなどの配慮が必要

②　意見表明

子ども自身の意見表面の手段としての「意見箱制度」のさらなる活用が必要。一時保護に不本意な思いが強く、制約の多い生活にある子どもたちの思いに耳を傾ける姿勢は重要。また、子どもが日々書いている日記に対し、職員からのコメント記入による意思疎通も十分行うとともに、行事等、子どもと一緒に企画する機会も充実させることが必要

③　男女別

日常生活において、男子・女子の接触を強く制限していることは、正しく性差を理解する機会を奪う懸念がある。一般社会に準じた家庭的な雰囲気が自然であり、改善が必要

④　個別指導

問題行動への対処としての個別指導においては、過度の制限、圧迫・懲罰となっていないかを丁寧に検討することが必要

⑤　保育・学習

保育については、子どもの年齢、発達、特性に応じた遊具の種類・配置の工夫が必要。

学習については、プリント学習が基本であり、学習内容は十分とは言い難く、特に一時保護が長期化している子どもに対しては不利益が大きい。教科書、ワークブックや課題プリント、在籍校と連携を取ってのテストなど、充実が必要

⑥　食事

食事は単に食べ物を摂取すると言うことでなく、『愛』を食べると言われている。子どもからは量についての改善要望も聞かれたため、精神的に満足できるメニューや量の設定により、満足感が得られるような工夫が必要。また、努力や意思だけでは困難な面もあることから、好き嫌いについての強要を控え、子どもの希望を聞いて食事を用意する等の工夫が必要

⑦　衣類

一定程度の私物の持ち込みを許し、自分の服を自分で選べるような対応の検討が必要

⑧　入浴

時間制限やお湯の入れ替え、洗髪剤等で、児童からの改善要望が聞かれたため、検討が必要

⑨　外出

子どもからは、もっと外出したいとの声があり、行事においても、外出するメニューがほとんどないことから、充実の検討が必要

⑩　行事・レクリエーション

行事や遊び、プログラムについては、制約の多い一時保護所であるが故に大切であり、ニーズをくみ取っての工夫が必要

⑪　子どもたちの役割分担

係活動や分担活動、テレビ権等は、子どもたちの公平性を実感できるような説明と仕組みづくりが必要

⑫　障害児・外国籍児童への配慮

障害児のための支援内容配慮や環境整備、外国籍の子どもに対する配慮等を検討することが必要

総じて、改善がなされているが、マンパワー、施設・設備の課題があることから、今後も引き続き、さらなる改善を図られたい。

２　試行実施方法

一時保護所外部評価の手法を確立するために、試行実施を行うこととした。試行実施にあたっては、評価方法や評価項目が公開されており手法がとりいれやすいこと、平成20年度から実施実績があることなどから、横浜市の実施方法を参考にすることとし、一部修正を加え実施した。横浜市は外部評価委員会方式を取っているが、試行実施では本部会委員に臨時委員を加え評価委員会と位置付け、評価を行った。

（1）評価委員会の概要

千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会委員及び臨時委員である７名の委員により構成されている。

・木村　章　　千葉市医師会（精神科）
・今田　進　　千葉市医師会（小児科）
○佐藤　愼二　　植草学園短期大学福祉学科教授
・雑賀　ますみ　　千葉市小中学校長学校運営協議会（川戸中学校長）（※29年度）
・中溝　明子　　弁護士
＜臨時委員＞
・水鳥川 洋子　　協同組合千葉県若人自立支援機構専務理事
・清水　幸子　　教育委員会学校教育部教育支援課学校経営支援員
（○：会長）

（2）評価方法

「一時保護所職員の自己評価」「利用者である子どもによる評価」「評価委員の現地調査による評価」を組み合わせ、委員会として総合的な評価を行った。

また、子どもによる評価については、学齢児に対してのアンケート調査を実施した。

一時保護所職員の自己評価	利用者である子どもによる評価	評価委員の現地調査による評価
評価表を基に、職員による自己評価を実施（外部委員による評価と同一の評価表を使用）	小学生以上の子どもを対象に、『こどもアンケート』を一斉に実施	委員が現地で一時保護所職員・子どもに対してヒアリングを行い、評価表に基づき評価実施

（3）評価の内容とポイント

1　子どもの権利擁護	子どもの人権への基本的な考え方と取り組み姿勢やプライバシーの保護、体罰の禁止などに対する取組を評価する。
2　子どもの特性に応じた適切な援助	特に配慮が必要とされる子どもを中心に、一人ひとりの特性に応じて、的確なアセスメントや支援プログラムが提供されているか評価する。
3　学習援助・教育への配慮	保護所からの通学はできないため、学習権の保障の視点から学習空間や教材、プログラムについて（幼児については保育活動も含む）評価する。
4　安全で快適な生活	子どもが安全で快適な生活を送るために、住環境や食事などにおいて、どのような配慮がなされているか、必要な支援が提供されているかを評価する。
5　施設運営	職員の人材や危機管理など、質の高い支援を行うために必要とされる施設の運営面について評価する。

（4）評価委員会の開催経過

第１回（平成28年11月27日）

・外部評価の導入・実施に当たっての意見聴取

・外部評価の試行実施についての協議・決定

・一時保護所の見学

第２回（平成29年2月19日）

・外部評価の試行実施

・現地調査（職員及び入所児童からのヒアリング）

・現地調査に基づく、各委員からの意見提出

第３回（平成29年3月20日）

・総合評価の検討・決定

・総合評価の協議から報告書の方向性検討

第４回　（平成29年6月18日）

・試行実施に基づく意見案検討

・今後の外部評価の方向性の検討

第５回（平成30年1月14日）

・試行実施に対する改善報告

・諮問に対する報告の決定（意見・改善報告を踏まえた今後の外部評価の方向性の決定）